

国民年金保険料を納付書で納めている方へ 口座振替やクレジットカードでの お支払いがおすすめです！

なぜ、口座振替が
おすすめなの？

- 1 3つのポイント
- 金融機関等へ支払いに行く手間が省けます。
- 保険料の納め忘れがありません。
- 口座振替で前納すると、割引になるのでお得です。

お申し込みはカンタン

1 申出書の提出のみ

申し込みをされる方は、「国民年金保険料口座振替納付申出書」または「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」をお近くの年金事務所へご提出ください。

まとめて前払い(前納)について

- 前納には
- 「6カ月前納(4月～9月、10月～翌年3月)」
 - 「1年前納(4月～翌年3月)」
 - 「2年前納(4月～翌々年3月)」
- の3種類あります。まとめる

期間が長いほど割引額が高くなって、よりお得です。

申込期限

● まとめて前払い(前納)の場合：2月28日(火)までにお申し込みください。

● 毎月払いの場合：いつでも申し込みでき、申し込みの1～2カ月後からの開始となります。

問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル
0570(003)004
(ナビダイヤル)

受付時間

- 月～金曜日
午前8時30分～午後7時
- 第2土曜日
午前9時30分～午後4時
- ※土・日・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

小諸年金事務所

0267(22)1482

個別特定健診受け付け中

1 都合に合わせて受診可能

町では、「自身の都合に合わせて町内の医療機関で受診できる個別特定健診(要予約)」の申し込みを受け付け中です。健診は3月31日まで実施しています。健診を希望する方は締切日までにぜひお申し込みください。

また、すでに個別特定健診を申し込んだ方で、まだ受診されていない方は早めの健診受診をお勧めします。

申込締め切り

2月28日(火)

受診料

- 39歳以下の方
1,000円
- 40～74歳の方で国民健康保険加入者
1,000円
- 受診料が無料となる方
令和5年3月31日時点で、40、50、60歳の方
(国民健康保険加入者)
75歳以上の方

申し込み・問い合わせ先

保健福祉課健康推進係
(32)2554

民生児童委員のご紹介

令和4年12月1日付けで、民生児童委員の一斉改選があり、民生児童委員33名と主任児童委員2名が厚生労働大臣から委嘱されました。

民生児童委員は、守秘義務がありますので、相談内容は

氏名	担当区域
市川直樹	荒町
山口武敏	平和台(1)
森田和子	平和台(2～4)
中山悦子	平和台(5)
磯田俊一	上宿
金澤とよ子	小田井
堀籠泰子	清万
吉田由美子	一里塚
山口ふさみ	旭町、八ヶ倉
土屋初江	三ツ谷
山田まゆみ	塩野(1,2)
小林長子	塩野(3～6)
柳沢充夫	塩野(7,8)、寺沢
古越浩子	馬瀬口(1～3)
萩原良三	馬瀬口(4～6)
中山栄子	主任児童委員
佐々木 潔	主任児童委員

固く守られます。お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係
(32)6522

民生委員名簿 (R4.12.1～)

氏名	担当区域
土屋扶美子	草越
柳澤久子	広戸
大井忍	豊昇
茂木五月	面替
吉野晃生	向原(上区9～11,13)
萩原民子	向原(中区5～8)
柳澤裕子	向原(下区1～4,12)
鷲頭綾子	西軽井沢(1～10)
竹花正次	西軽井沢(11～19)
山後保典	西軽井沢(20～29)
宮本榮美香	西軽井沢(30～40)
市川正	児玉(1～6)
土屋美香	児玉(7～13)
金澤久美子	児玉(14～20)
萩原みち子	栄町1区
茂木裕子	栄町2区(中心)
柄澤たか子	栄町2区(大林・水源)
三浦とし子	栄町2区(桜ヶ丘)

事業主の皆様へ

給与支払報告書の期限内提出にご協力ください

給与支払者(法人・個人問わず)は、給与支払額の多少にかかわらず、すべての従業員等(パート、アルバイトや短期雇用者等も含む)の給与支払報告書を作成し、従業員等の1月1日現在(退職の場合は退職日現在)における住所地の市区町村長へ提出することが義務付けられています。(地方税法第317条の6)該当となる従業員等がいる場合には、速やかに提出してください。

なお、令和4年分の給与支払報告書の提出期限は**1月31日(火)**ですので、早めの提出をお願いします。

給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)は独自の様式のものをお使いいただくか最寄りの税務署または役場税務課(1階2番窓口)にてお求めください。給与支払報告書の記入等にあたり、不明な点などありましたら、担当までお問い合わせください。



給与支払報告書(総括表)



給与支払報告書(個人別明細書)

家屋を取り壊した方へ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に家屋を所有している方に課税します。

家屋を取り壊した場合(一部取り壊しも含む)は、該当する家屋を翌年度の課税対象から外すための手続きが必要となります。この手続きは、当該家屋が登記されている家屋であるか、未登記の家屋であるかによって方法が異なります。

取り壊した家屋が

登記されている場合

法務局で家屋滅失登記の手続きが必要となります。

この場合、家屋滅失登記完

電源立地地域対策交付金を活用

1 町立保育園の運営経費に

町は、水力発電所があるため、国から電源立地地域対策交付金を受けています。

令和4年度の交付金440万円は保育園の運営経費に活用しました。

※「電源立地地域対策交付金」とは、水力発電施設等の立

インボイス制度 説明会のご案内

事業者の方向けにインボイス制度に関する説明会を次のとおり開催します。

令和5年10月から開始する消費税のインボイス制度の概要や消費税の基本的な仕組みについて説明を行いますので、ぜひご参加ください。

場所

佐久市佐久平交流センター
第5会議室
佐久市佐久平駅南4-1

※説明会の会場は、佐久税務署ではありません。ご注意ください。

日時

- ・ 1月12日(木)
午前10時から11時まで
- ・ 3月23日(木)
午前10時から11時まで

定員

各回50名(事前登録制)

その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況等により説明会の開催を延期又は中止する場合があります。

問い合わせ先

佐久税務署
法人課税第一部門
0267(67)3460(代表)

問い合わせ先
企画財政課財政係
(32)3112